

※下線部が今回の改正箇所

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組等について（令和3年6月21日改正）

教職員は幼児児童生徒と接する機会が多くいため、一度感染した場合は、その影響が大きいことから、より一層の注意が求められることを教職員一人一人が意識し、自らの健康管理の徹底が他者への感染拡大を防ぐということを肝に銘じるとともに、下記の点に留意し、責任を持って行動してください。

### 記

- 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、職場に出勤せず、身近な医療機関を受診すること。  
また、同居家族に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合も、出勤しないようにすること。
- 教育活動を通常どおり実施することから、出勤者数の削減等に係る目標は設定しないが、より一層の職場における感染防止対策に取り組むこと。
  - ・普通教室や会議室等を執務室として積極的に活用するとともに、席を少し離したり、ずらしたりして教職員同士の対面を避けるなどし、可能な限り他者との間隔を確保（概ね1～2メートル）する。
  - ・手洗いや執務室等に入りするたびの手指消毒を徹底し、協議等を行う場合は、マスクを確実に着用するとともに、室内の換気を定期的に行う。
  - ・電話等の複数の教職員が触れることがある物品や機器については、定期的な消毒を行う。
- 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に広島市、東広島市及び廿日市市においては、20時以降の外出は更に削減すること。なお、通勤や医療機関の受診まで制限するものではない。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用した上で、混雑している場所や時間を探るなど、可能な限り人ととの接触を避けることを心がけること。
- 同居する家族以外での会食等は控えること。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく営業時間の短縮等の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。  
会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「広島コロナお知らせQR」の利用のほか、飲食店が行う感染予防対策に協力すること。  
広島市、東広島市、廿日市市においては、飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、利用を自粛すること。
- 県境を越える移動は、最大限、自粛すること。特に、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域との往来は、厳に控えるとともに、なるべく混雑しない時間帯に、家族やいつもの仲間で行動すること。  
県内での移動について、広島市、東広島市、廿日市市との往来は注意すること。なお、通勤や医療機関の受診まで制限するものではない。